

【公布された条例等のあらまし】

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 職員が心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合の危険業務手当の額について、加算措置を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十号）

一 電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税の額及び区分経理の義務について、小売電気事業等及び発電事業等と同様とすることとした。

二 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿等の備付け及び保存について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより行う場合における知事の承認を不要とすることとした。

三 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二二―二〇二一関西組織委員会に対する寄附金を個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とする期間を延長することとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二については令和四年一月一日から、三及び四については公布の日から施行することとした。

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）

一 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（二において「条例」という。）における過疎地域に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別特定市町村を含めることとした。

二 条例の規定により課税免除を受けることができる者（以下「免除対象者」という。）に係る事業について、情報サービス業等を加えるとともに、過疎地域の市町村の市町村計画等（以下「市町村計画等」という。）において定められたものであることを要することとした。

三 免除対象者に係る区域について、市町村計画等において定められたものであることを要することとした。

四 免除対象者に係る設備の取得について、改築、修繕等による取得を加えるとともに、市町村計画等の計画期間中に取得することを要することとした。

五 免除対象者に係る設備の取得価額の下限について、資本金の額等により区分するとともに、それぞれ当該下限の額を引き下げることとした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、六の一部については、令和四年四月一日から施行することとした。

八 この条例（六の一部を除く。）による改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用し、所要の経過措置を講ずることとした。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限を令和五年三月三十一日までとすることとした。
- 二 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る適用対象施設の設置の期限を令和五年三月三十一日までとすることとした。
- 三 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行し、三については、令和三年四月一日以後に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者について適用することとした。

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

 - 一 令和三年十二月六日から、令和四年三月三十一日から同年五月三十一日までの範囲内において規則で定める日までの間、徳島県青少年センターを休館することとした。
 - 二 この条例は、令和三年十二月六日から施行することとした。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）

 - 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
 - 1 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び当該認定の更新の申請に対する審査
 - 2 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の書換交付及び再交付
 - 3 医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所（以下「保管製造所」という。）の登録又は当該登録の更新の申請に対する審査
 - 4 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認を受けようとするとき及び当該承認の取得後定期的に受けなければならない保管製造所に係る適合性調査
 - 5 医薬品又は医薬部外品の特性その他を勘案して必要があると知事が認めるときに受けなければならない適合性調査
 - 6 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が基準に適合しているかどうかについて確認を求められたときに知事が行う区分適合性調査
 - 7 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法について受けなければならない適合性確認において知事が行う調査
 - 8 医薬品又は医薬部外品の製造をしようとするとき及び製造開始後定期的に受けなければならない保管製造所に係る適合性調査
 - 9 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管製造所の登録証の書換交付及び再交付
 - 10 基準確認証の書換交付及び再交付
 - 二 その他所要の改正を行うこととした。
 - 三 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、四については、公布の日から施行することとした。
 - 四 一の1の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

 - 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこ

ととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。

徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例（条例第三十八号

）

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十五

号）

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、一については、令和三年四月一日から適用することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 地域連携薬局認定申請手数料

2 地域連携薬局認定更新申請手数料

3 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

4 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

5 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換交付手数料

6 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付手数料

7 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録申請手数料

8 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録更新申請手数料

9 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料

10 医薬品又は医薬部外品の区分適合性調査手数料

11 医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性確認調査手数料

12 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証書換交付手数料

13 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証再交付手数料

14 基準確認証書換交付手数料

15 基準確認証再交付手数料

- 二 一の1及び3について、所要の経過措置を講ずることとした。
- 三 この規則は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。